

## 議案第16号 田川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

### 1 背景

- (1) 国家公務員の退職手当については、官民比較に基づき、概ね5年ごとに支給水準の見直しを行うことを通じて官民均衡を確保している。
- (2) 平成29年4月に人事院が公表した官民比較調査の結果、公務が民間を平均78.1万円上回ることを踏まえ、国においては、官民較差の解消を図るために、国家公務員退職手当法の一部改正（平成29年12月15日公布、平成30年1月1日施行）を行い、退職手当の支給水準を引き下げた。

### 2 改正理由

国の改正に準じ、本市職員の退職手当についても同様の改正を行うもの。

### 3 改正内容

退職手当の基本額を計算する場合に適用される調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げる。

#### 【参考】

退職手当の額は、基本額に調整額を加えて算出。

基本額：退職日の給料月額×支給月数（勤続期間・退職事由別支給率×調整率）

調整額：職責に応じた加算額

### 4 施行日

平成30年4月1日

### 5 改正による影響

- (1) 勤続35年・定年・課長級の事例

#### ア 支給月数

改正前 49.59 月→改正後 47.709 月（▲1.881 月）

#### イ 支給額

改正前 22,665,114 円→改正後 21,904,061 円（▲761,053 円）

- (2) 勤続20年・自己都合・主任級の事例

ア 支給月数

改正前 20.445 月→改正後 19.6695 月 (▲0.7755 月)

イ 支給額

改正前 7,719,685 円→改正後 7,476,256 円 (▲243,429 円)

6 新旧対照表 別紙 (P3)

7 参考 (他市の改正予定状況)

区 分	自治体数
平成30年4月1日施行	23
未 定	2

※自治体数は、本市及び政令市を除く福岡県内の25市。

※平成30年4月1日施行の23市には、福岡県市町村職員退職手当組合に加入の17市を含む。

○田川市職員の退職手当に関する条例（昭和58年条例第14号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 当分の間、35年以下の期間を勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。</p> <p>4～15 （略）</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 当分の間、35年以下の期間を勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。</p> <p>4～15 （略）</p>